

新潟県伝統的工芸品産業産地
振興事業費補助金交付要綱

令和 3 年 4 月
新潟県産業労働部

新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金交付要綱

目 次

(目次)	1
(本文)	2
 (別表)	
別表 新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金 補助対象経費	7
 (様式)	
様式第1 交付申請書	8
様式第2-1 変更承認申請書	11
様式第2-2 補助事業の内容(経費の配分)変更承認申請書	12
様式第3 補助事業中止(廃止)承認申請書	14
様式第4 補助事業遅延等報告書	15
様式第5 補助事業遂行状況報告書	16
様式第6 補助事業実績報告書	17
様式第7-1 概算払請求書	22
様式第7-2 精算払請求書	24
様式第8 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書	25
様式第9 取得財産の処分承認申請書	26
様式第10 取得財産等管理台帳	27
様式第11 取得財産等管理明細表	28

新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「組合等」とは事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の任意団体であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の規定により指定を受けた伝統的工芸品を製造する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に限る。以下同じ。）のみを構成員とするものをいう。

(目的)

第3条 この要綱は、組合等が実施する事業に対し、県が経費の一部を補助することにより、新潟県の伝統的工芸品産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、組合等が伝統的工芸品産業における後継者の確保・育成、技術・技法の記録収集・保存及び需要の開拓を行う事業を行うために必要な経費（新潟県内の中小企業者に係る事業に要する経費に限る。）であつて、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助率)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する経費の2分の1以内（ただし、別表「補助対象経費」に掲げる後継者育成事業に要する経費のうち、研修教材等諸費は3分の1以内）とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第10条第1項に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の内容の変更（第10条第2項に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助対象者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。

(8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなくてはならないこと。

(10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第19条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

(11) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1の申請書を知事に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、様式第2-1によるものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする組合等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗

じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画変更の承認)

第9条 第6条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、様式第2-2による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第2号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別表の経費区分の欄に掲げる各経費相互間の20パーセント以内の配分の変更とする。

2 第6条第3号に規定する補助事業の内容に係る軽微な変更は、総事業費及び補助対象経費の20パーセント以内の変更とし、補助金額の変更を伴うものを除くものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 組合等は、補助事業を中止または廃止しようとする場合には、様式第3による申請書を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 組合等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第4による報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(状況報告)

第14条 組合等は、補助事業を行う会計年度の11月30日までの遂行状況につい

て、12月20日までに様式第5による報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 組合等は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに、前項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

3 組合等は、第1項又は第2項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 組合等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 組合等は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の取消)

第18条 知事は、組合等が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限及び管理)

第19条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事の定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様

式第9による財産処分承認申請書を知事に提出しなくてはならない。

- 4 組合等は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 5 組合等は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条に定める報告書に様式第11による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から実施する。
- 2 新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金交付要綱（平成16年8月1日）（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行される日までに交付された新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金については、旧要綱はこの要綱の施行後なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

新潟県伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金 補助対象経費

補 助 対 象 経 費		
事業 区分	経 費 区 分	内 容
後継者 育成 事業	研修講師謝金 研修教材等諸費	講師謝金 テキスト代（資料印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、 研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研 修室借料、資料購入費（工程を示した実物見本、完成品を含 む。）、機器、道具類借料
技術・ 技法の 記録 事業	企画会議費 資料収集費 記録フィルム、記録文献 作成費	謝金、会場費、会議費 文献資料等購入費、作品資料購入費 謝金、記録フィルム作成費、記録文献作成費、 印刷製本費
需 要 開 拓 事 業	企画会議費 展示会等開催・出展事前 準備費 展示会等開催・出展事業 費 展示会成果検討費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費（ポスター・パンフ レット・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費） 出展旅費、会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費 謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート 調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用 資料印刷費、報告書作成費